

保育サービスの利用者

—— 母親労働者の育成 ——

脇 坂 明

目 次

- I はじめに
- II 問題意識
- III 保育所の利用者
- IV ベビーホテルの概観
- V ベビーホテル利用者の検討
 - (1) 職業別構成
 - (2) 家族数
 - (3) 子供の年齢
 - (4) 保育時間帯
 - (5) 母親の就労時間帯
 - (6) 収 入
 - (7) 保育料
 - (8) 知ったきっかけ
 - (9) 選択理由
- VI 若干の考察

I はじめに

保育問題をかんがえるうえで、その議論がもつひろがりを持たえず意識することは必須の条件である。ただ散漫な議論におちいらないようにするには、問題視角の設定が必要である。わたくしは、それを“人づくり”という視点

にもとめたい。ここでいう“人づくり”とは、母親と子どもの双方をふくむ。「保育」がその要にある。母親といっても、とくに母親労働者の“人づくり”にウエイトをおく。その理由は、項をあらためて述べる。なお「母親労働者」とは筆者の造語であり、その説明についても次項でのべる。本稿は、それにつづいて、保育サービスの利用者を検討する。無認可施設の利用者と認可施設の利用者との比較をおこなうが、とくに前者について詳しくみる。さいごに、保育所のありかたについて、少し考えてみる。

Ⅱ 問題意識

なぜ母親労働者なのかといえ、人口問題が関係する。高齢化社会がまぢかに迫っていることは周知のとおりである。厚生省人口問題研究所の推計によれば、高齢化比率（65歳以上人口／15—64歳人口）は、2000年に23.4%、2015年に34.3%となる。この原因としては、寿命の伸びもあるが、なんといっても出生率の低下がおおきい。出生率は1974年以降低下をつづけ、合計特殊出生率は1.7～1.8となっている。経済企画庁の推計によれば、この趨勢的低下は反転し、ゆるやかな上昇にむかうが、人口の置きかえ水準である2.09に回復するのは2025年である（『2000年の日本』より）。高齢化社会という落ち着いた社会を好む人もあろうが、社会に活性力をあたえるのが若い人間であることには間違いはない。日本経済が国際競争のなかにまきこまれている以上、活性力がなくなれば衰退した社会があらわれる可能性が大きい。活性力をたえず保ちつづけるには、若い労働力が必要である。若い労働力の供給を確保するには、ふたつの道がある。ひとりの女性が子供を3人以上うむか、外国人労働者を流入するかである。後者は、労使関係上のさまざまなトラブルが予想される⁽¹⁾。前者の可能性をさぐりたいというのが筆者の問題意識で

(1) 世界資本主義のもとでは、とくに周辺部では、わずかの賃金のちがいで、かなりの

ある。

以上は長期的視点からのべたものだが、短期・中期的視点からの問題もある。サービス経済化にともなう女子の社会進出が注目されてから久しい。もし長期的に若い労働者がふえる見込みができたとしても、それまでの「つなぎ」として、日本の女子労働力どくに既婚女子を活用しなければならない。現時点では需要側の要請よりも、供給側の意欲がつよい。現在は、子どもの手がはなれてからのパートタイマーとしての就業がおおいが、これからは若い母親がはたらくケースがふえることが予想される。まとめると、子供を3人以上つくり、なおかつ母親も働ける社会こそ、スムーズに「第三の波」を乗り切るコースではないかということである。

これから母親労働者という語をよくつかうので、その説明をしたい。1970年代ごろから、アメリカの社会学・経済学で、“working mothers”とか、“working wives”という語が頻繁につかわれている。⁽²⁾ 小さい子をもつ母親で就業するものがふえてきて、female workers では不十分と判断されたからだろう。“working mothers”について、いままでは「はたらく母親」などと訳されてきたが、それを「母親労働者」と訳したい。そのことをふくめ、この語をもちいる理由を、筆者の価値観を色濃くだしながら以下にのべる。

これまで日本でよく使われる語としては、女子労働者、婦人労働者、職業婦人、キャリアウーマンなどがある。うえに述べた問題意識と照らしあわせながら検討していくと、まず女子労働者では、未婚者と既婚者という大切な区別をしてくれない。女子の社会進出といっても、20台前半の女性と30—40台の女性では、その内容や意味が、とくに日本ではまったく異なることは周

労働者が国境を移動する。送りこまれた労働者に焦点をあて、19世紀における各国の労働実態を、大胆な仮説のもとに、克明に描いた作品につぎのものがある。杉原薫・玉井金五編『世界資本主義と非白人労働』大阪市立大学 1983年。

(2) 象徴的には、1974年に Lois Wladis Hoffman と F. Ivan Nye によって、*Working Mothers* (Jossy-Bass Publishers) という書物が出版されている。

知のとおりである。

婦人労働者や職業婦人は、「婦人」という語については筆者の問題意識にちかいが、まずインテリくささが脱けていない。それだけでなく、仕事のために家庭を犠牲にしてはしないかという後ろめたさを若干感じながら、男性に負けまいとしているイメージがある。そのような人たちは敬服に値するが、これからの女性のイメージには古すぎるであろう。また子供をもたないか、せいぜい1人の子供しかつくらないというイメージもある。これでは、日本人を再生産できる数の子をもうけていない。母乳をわが子にあたえつつ、したたかに男性といっしょに渡り合うというイメージからは、ほど遠い。

キャリアウーマンは職業婦人よりも新しい感はあるが、これもまた女性のキャリア形成の方に重点があって、母親という側面が無視されている感じがつよい。『女性官僚』（佐野美津子著）という書物に登場する人物は、ほとんどが子どもをもっている点において、職業婦人よりもキャリアウーマンにちかいか。しかしながら、この有能なキャリアウーマンのほとんどが、子育てにおいて、母親（つまり子どもの祖母）の助けをかりている。この点において決定的に筆者の“新しい女性”のイメージとことなる。祖母による子育てというのは、三世代家族が見直されているとはいえ、核家族を逆転するほどふえるとは思われないし、何よりも経過的現象である。つまり、子育てを十分にこなさきれていない母親が祖母になったときは、このやり方は不可能になる。

以上のような理由によって、「母親労働者」という語をもちいる。「はたらく母親」としなかったのは、言葉のおさまり良さからだけではなく、「労働者」という語がまだ日本で十分に生きていと判断したためである。労働者階級などの語にみられる単純な階級区分あるいはそれがもつイデオロギーは、現実妥当性をうしなってしまったが、「労働者」という語じたいは、親しみやすく、key concept としてたえうる用語だとおもわれる。

Ⅲ 保育所の利用者

以上のような問題意識から、母親労働者の実態にせまる準備作業として、まず保育所利用者をしらべることとする。その理由は以下のとおりである。

母親労働者が単純労働におしこめられるのではなく、仕事をしながら熟練をみがいていくという展望をえるためには、ふたつの前提条件が満たされねばならない。育児休業制度と保育所の整備である。両者は一定の緊張関係にたつ。育児休業を充実させそれを2年間もうけたとしても、その間母親のキャリア形成は中断される。たとえば東京都の調べによると、フルタイムの母親労働者のうち、職場に育児休業制度のあるものは37%いる。しかし、そのなかには育児休業制度を利用しなかったものが39%もいる。その主な理由は仕事を続けたかったが多い。家計が苦しかったから仕事をつづけたかったともとれるが、キャリア形成を中断したくないというのが、理由としては経済合理的な回答であろう。

このように育児休業期間の延長と、0～2歳児の乳児保育の充実とは、キャリア形成という視点からは微妙な関係にある。それ以外にも育児休業中を有給にするか無給にするかという問題がある。いずれかによって母親の行動選択が異なることはいうまでもない。育児休業制については別の機会にのべることにして、ここでは保育所利用者にかんする調査結果を分析することにしたい。

まず就学前の子どもの保育状況を概観する。55年国勢調査によると、6歳

(3) このほかに再雇用制度を重視するものもいる。これをとりあげなかった理由はふたつある。育児休業制度が14.3%の事業所で実施されているのに対し、再雇用制度がある事業所は7.0%にすぎない（労働省「女子保護実施状況調査」56年）。育児休業制度の実施割合が意外にたかいのは、教育がふくまれるサービス業において、53年の13.8%から、56年に42.9%へと増加したのが大きい。もう一つの理由は、再雇用制度では、キャリア形成の中断が、育児休業とは比べものにならないほど大きいことである。

以下の未就学者は、1148万人いる（国調第2巻全国編第12表）。内訳は、幼稚園249万人、保育所236万人、その他663万人である。幼稚園児はすべて3～6歳である。3～6歳の未就学児の保育状態をみると、幼稚園38%、保育所31%、その他31%である。一方、3歳未満児493万人のうち、保育所に預けられているものは、31万6千人である。問題は、学齢前の子どもをもつ働く母親がどのくらいいるかである。この数値はなかなか把握しにくい。職業研究所は、昭和30年から40年までを、国勢調査で「乳幼児をもつ有配偶女子雇用者数」（Aとする）をしらべている（文献〔7〕）。34万、48万、73万という数らしい（筆者はわからなかった）。そして、昭和47年の労働力調査をつかって、有配偶女子雇用者数（B）から（A）を推計している。それは、「婦人に関する意識調査」（総理府）からA/Bが20.7%とわかるので、これから（A）を106万人と推計している（〔7〕4ページ）。A/Bの割合は、パートタイマーの増加などから、さいきんはもっと小さくなっていると思われる。ゆえに最近時のA/Bがわからないかぎり（A）の推計はむずかしい。

ところが昭和55年の国勢調査だけが、世帯の家族類型別に子どもの有無がわかる（国調第2巻全国編第21表）。6歳未満の子どもがいて、夫・妻ともに就業している世帯が247.2万、妻が就業し夫非就業の世帯が2.4万ある。247.2万のうち、夫・妻ともに雇用者なのは、130万世帯である。だから、さきの（B）は、昭和55年では130万をいくらか上まわる数字となる（夫が非雇用者で妻が雇用者の場合もある）。これ以外に、母子世帯で6歳未満の子をもつ母親は7万人いる。このうち7割ぐらい働いていると思われる（母の年齢25—34歳の母子世帯のなかの、家計の収入の種類別の数字から判断）。まとめると、6歳未満の子をもつ母親労働者は、ざっと255万人いることになる。

ここまでは、かなり正確な推計だとおもわれるが、未就学の子をもつ母親労働者数の推計は、ここからが困難である。つまり、国勢調査の10月1日という調査時点で、6歳になっているが未就学の児童がかなりいる。国調第12表では在学者と未就学者の区別はできるが、第21表ではわからない。ゆえに

末子が6歳の未就学児である母親労働者の数が推計しにくい。だから推計の根拠はとぼしいが、これを15～20万人とみると、未就学児をもつ母親労働者の数は、全体で270～280万人となる。55年国調によると25—34歳の女子で就業者は458万人である。未婚者をのぞくと、25—29歳が128万人、30—34歳が205万人である。この333万人のうち未就学の子どものいない女子就業者がいくらいるので、乳幼児をもつ母親労働者270～280万人というのは、妥当な数字でないかと思われる。この270～280万人のうち、どれだけの母親労働者が保育所を利用しているであろうか。これもよくわからないが、半数として140万人ぐらいと考えられる。

保育所利用者の調査は数多くある。そこであまりなされていない無認可施設の利用者の調査結果を中心に検討し、他の調査との比較をおこなう。無認可施設とは、いわゆるベビーホテルに代表されるものである。ベビーホテルの急増がひきおこした様々な社会問題が叫びだされてから久しい。しかし、それだけ社会的に需要があるのだから、これからの母親労働者のすがたを考えていくうえで、いちどは価値判断ぬきで分析しなければならない。また認可施設の利用者とのちがいを明確にすることは、市場の差別化というマーケティングの基本戦略にやくだつものである。

Ⅳ ベビーホテルの概観

無認可施設のすべてが世間一般でよばれているベビーホテルではない。そのほかに、共同保育所、事業内保育所、院内保育所、未認可保育所、無認可保育所、保育室など多様な形態と呼称をもつ。以下、簡略化のために無認可施設をベビーホテルとよぶことが多いが、このことを念頭においてほしい。⁽⁴⁾

(4) ベビーホテルという言葉については、寺脇〔4〕がくわしい。

まず厚生省が55年11月に調査をおこない、56年1月に「ベビーホテルの調査結果の概要」を發表している（以下、厚生省調査とよぶ）。そして56年8月にはベビーホテル（10名以上の施設）の一斉点検をおこなっている。そこでのベビーホテルの定義は「乳幼児の保育施設であって夜間保育、宿泊を伴う保育又は時間単位での一時預りを行っているもの」である。前者によると、587施設、約1万人の乳幼児が保育されている。後者によると全国523箇所のベビーホテルがあり、児童数は昼8804、夜4643人いる。しかし実際には、もっと多いと言われている。たとえば前項で検討したように、国勢調査では保育所に行っているものが236万人、一方、認可保育所の在籍者数は199.6万人（55年10月1日現在 厚生省「社会福祉施設調査報告」）である。後者にふくまれず前者にふくまれている可能性の大きいものとして、私的契約児がいる。これは定員をオーバーして入所させているもので、後者の数字にははいつてこない。だから後者の数字は実態よりも過小評価のおそれもあるが、定員われが問題となっている現在、影響は小さいとおもわれる⁽⁵⁾。調査時点はおなじ10月1日である。だから、差をとって36万人ぐらいが無認可施設に預けられていると思われる。

つぎに55年に行政管理庁が無認可施設264箇所を調査している（以下、行政管理庁ベビーホテル調査とよぶ。文献〔2〕に所収）。それによると、83%が個人経営で、施設数の70.7%が（児童数では41.8%）30人未満の規模である。また保母の有資格者は48.7%で、半数以上が資格をもたない保母である。また一般保育所の保母の配置基準を下回っている施設が10.4%もある。

以上、官公庁の調査からでも、よく言われるベビーホテルの劣悪性がうきぼりにされている。すでに述べたように、ベビーホテル利用者は無視できないほどの数になっている。それに加えて、ここで注目する理由は、社会的問

(5) 定員充足率は55年度で91.2%。ちなみに57年度は87.3%。(厚生省「地域保育計画」策定へ」文献〔10〕より引用)

題になっているためだけでなく、急増していることと、これからも成長産業とみなされていることによる。⁽⁶⁾

V ベビーホテル利用者の検討——保育所利用者との比較

そこでベビーホテルの利用者の検討にはいる。労働省が56年に詳しい調査をおこなっている。調査対象が約2000人の「無認可の民間保育施設を利用する母親の就業状況とその子の保育に関する実態調査の結果について」(1982年、1981年10—12月実施)がそれである(以下、労働省調査とよぶ)。以下とくに断らないかぎり、この調査結果をもとにして一般保育所利用者との比較検討をすすめていく。

(1) 職業別構成 ベビーホテル利用者の職業をみると、第1表のようになる(無職者を除く)。

サービス職種の割合が高いことが特徴である。どのくらいサービス職種の従事者が多いかを、労働力調査(56年)により、一般の女子雇用者の構成比とくらべてみよう(第2表)。ベビーホテル利用者の母親の80.8%が雇用者だから、雇用者をとっても差支えないとおもわれる(ベビーホテル利用者も雇用者をとる)。

サービス職種と製造職種が逆転しているようである。ただし、女子雇用者全体では、未婚あるいは子どものいない既婚女子がふくまれている。さらに

第1表 有職者(全体)の職業別構成

事 務	専 門	販 売	サービス	製 造	そ の 他
20.5	14.1	17.5	42.8	2.8	1.2 (%)

(6) 東京都の調査によると、昭和52年から急増している(寺脇〔4〕)。

第2表 女子雇用者の職業別構成

	事 務	専 門	販 売	サービ	製 造	そ の 他
ベビーホテル	23.9	15.3	11.6	45.2	2.8	1.2
一般女子	32.9	13.1	11.6	11.4	23.3	7.7

注) 一般女子は労働力調査(56年)による。

何よりも、保育所に預けていない母親労働者もいる。そこで有意味な比較をするには、認可保育所の母親の職業が知りたい。ところが、数ある保育所調査で母親の職業のわかるものが、あまりない。筆者の知るかぎり、認可保育所の母親の職業がわかる調査は、ふたつある。まず「川崎調査」である⁽⁷⁾。これは、昭和51年に川崎市川崎区の公立保育園にかよう園児すべての母親1099名をしらべたものである(「大工業地帯における保育園児をもつ母親の職業とその背景」)。雇用者は74%であった。第二に、全国社会福祉協議会が昭和58年に行った「保育所に入所している子どもの生活実態調査」である(以下、全社協調査とよぶ)。サンプル数2659のくわしい調査である。このふたつと比べてみよう(第3表)。

結果をみると、製造職種は雇用者一般よりも減るが、それでも2割前後いる。ベビーホテル利用者では、わずか2.8%である。ここでも、ベビーホテル

第3表 利用者の職業の比較

	事 務	専 門	販 売	サービ	製 造	そ の 他
川崎調査	27.9	18.0	14.4	20.5	17.9	1.3
全社協調査	26.9	24.8	18.1	9.1	20.1	1.1
ベビーホテル	23.9	15.3	11.6	45.2	2.8	1.2

注) 無回答をのぞいて計算。全社協調査は、「技能工・生産工」と「単純労働」をくわえた数を製造職種とした。

(7) 拙稿 [13] 141頁に簡単に紹介。この調査結果は、文献 [9] の第3部314ページ以下に説明されている。

第4表

職業	会社員	水商売	自営業	教育者 保育者 医者	店員	自由業	公務員	主婦	パート	その他
%	23.6	17.1	10.4	6.9	6.7	5.1	2.9	2.7	1.3	23.3

利用者が、いかにサービス職種が多く、製造職種が少ないかがうかがえる。

ちなみに東京都内110ヶ所についておこなった「ベビーホテルに関する TBS 調査」⁽⁸⁾によると、母親の職業は第4表のようになる。労働省調査のサービス産業の多さからも予想はできたが、水商売の17%が目をひく。また、さまざまな職業の母親が利用していることがわかる。

(2) 家族数 世帯の家族数についてみると、3人がもっとも多く全体の半數ちかくを占める。注目すべきは、母子世帯などの夫のいない世帯がほぼ四分之一をしめるという事実である。行政管理庁の調査によれば、認可保育所の園児の家族構成は、母子世帯と母子祖父母世帯あわせて4.2%にすぎない。父子世帯および父子祖父母世帯をそれに加えても、5.4%である〔2〕30ページ；文献〔2〕は認可保育所を中心とした調査である。以下、これを行政管理庁保育所調査とよぶ)。認可保育所に、両親そろった子どもがいかに多いかわかる。また、ベビーホテルに預けてサービス職種ではたらく母親は、⁽⁹⁾母子家庭が大半を占めるらしい。

(8) 厚生省調査と TBS 調査については、文献〔3〕を参考にした。寺脇〔4〕は、第4表の母親の職業と利用形態（預ける形態）のクロス集計をしている。そして、「昼間のみ」型と「夜間のみ」「昼夜通し」型の利用者層が異なることを推測している。

(9) 労働省調査は概要しか入手していないので細かいクロスはわからないが、この点については、つぎの資料による。郷地二三子「ベビーホテル、その後」月刊福祉1983年2月23頁。また寺脇〔4〕61ページによると、TBS 調査の利用者で、「夜間のみ」「昼夜通し」型の母子家庭比率は、それぞれ38%、25%である。

(3) 子供の年齢 はじめて預けた時の子供の年齢は0歳が半数をしめる。そして生後2～5ヶ月が3割弱をしめる。認可保育所のばあいは、0歳が6.3%である。預けはじめの年齢を3歳未満について合計してみると、ベビーホテル 89.4%，認可保育所 38.7%である。それにともなって、現在の子どもの年齢構成をみても、3歳未満児がベビーホテル 62.6%，認可保育所 14.4%となる。公私立とわず認可保育所において、3歳未満児の保育環境がまずしいことがうかがえる。

(4) 保育時間帯 ベビーホテルでは、「深夜」(午後10時から翌日午前5時までの全部または一部) 預けている者が三分の一強もいる。「昼間」(午前7時30分から午後6時までの全部または一部) のみ預けている者が41.1%と最も多いものの、この「深夜」の数字には驚かされる。職種別の数字がわからないが、サービス職種の母親で「深夜」に預けるものは、かなり多いと想像できる。⁽¹⁰⁾ ちなみに厚生省調査では、36%のベビーホテルが24時間営業をし、88%が夜間保育、59%が日曜・祭日にも営業している(TBS調査でも似た結果)。認可保育所では、最近やっと実験的に夜間保育の試みがなされているにすぎない。

(5) 母親の就業時間帯 母親のはたらく時間帯について、(4)の保育時間帯とおなじ定義をつかうと、「昼間」のみが半数ちかくを占めるものの、「深夜」が4割弱もある。そしてサービス職種ではたらく母親は、なんと四分の三が「深夜」の時間帯である。この母親たちがあずけている施設の所在地域において、「娯楽・飲食店街」が4割弱あることから、TBS調査にあった水商売の母親たちの少なからぬ存在が想像される。

(10) 労働省調査では、「深夜」「夜間」「夕方」「早朝」を、それぞれ「深夜」で示したような時間帯で定義している。

第5表 働く母親及びその世帯の手取り月収

(1) 母親の手取り月収

月収階級									(2) 世帯の手取り月収 (単位：%)	
	計	事務	管理	専門	販売	サービス	製造	電話交換 その他	計	
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
5万円未満	3.0	2.6	—	3.8	5.1	1.7	9.7	—	10万円未満	1.8
5～10 〃	24.9	39.0	15.4	13.4	40.0	13.6	61.3	25.0	10～15 〃	8.4
10～15 〃	35.7	46.5	30.8	53.5	25.6	30.0	22.6	33.3	15～20 〃	17.1
15～20 〃	17.2	7.5	23.1	21.0	8.7	24.9	3.2	16.7	20～30 〃	40.7
20～30 〃	10.6	2.6	15.4	3.8	7.2	18.7	—	8.3	30～40 〃	19.3
30万円以上 家業の手伝 いなどで収 入	4.1	0.4	15.4	2.5	3.6	6.7	—	—	40～50 〃	6.6
不明	0.6	—	—	1.3	0.5	0.8	—	—	50万円以上	4.8
									不明	1.3

注) 手取り月収とは、現金、社会保険料、自営業主等の経費等を除き、賞与・臨時収入を含まない平常月の月収をいう。

(6) 収入 ベビーホテル利用の母親の収入は第5表のようである。母親だけでなく世帯についても、手取り月収がわかる。この収入の多寡を判断するには、認可保育所利用者の収入とくらべてみればよい。しかし認可保育所を利用する母親労働者の給与のわかる調査は、筆者の知るかぎり存在しない。そこで一般の女子労働者の給与と比較してみたい。賃金構造基本統計調査(55年)により、25—34歳の女子労働者の「所定内給与」の分布をしらべてみた(第6表)。ベビーホテル利用者とくらべてみて気づくのは、10～14万円にかなり集中していることである。その反対に、ベビーホテル利用者は20万円以上が多い(ベビーホテル利用者の手取り月収と一般女子の所定内給与

第6表 女子(25～34歳)の所定内給与

	100.0%
5万円未満	0.4
5～10万円	25.9
10～14万円	60.6
14～20万円	11.5
20～30万円	1.4
30万円以上	0.3

賃金構造基本統計調査 55年

がほぼ対応すると仮定している)。

また行政管理庁保育所調査では、母親の収入はわからないが、世帯の年収がわかる([2] 30頁)。月収と年収という調査結果のちがいがあため、年収にそろえることにしよう。そこでベビーホテル利用世帯で、手取り月収が

30万円以上の世帯をとってみると、30.7%もいる。この世帯の年収をもとめることにすると、 $30万 \times 17 = 510万$ で、年収510万円以上が3割以上もいることになる。月収は手取りで、税金などがさしひかれているため、実際はもっと年収が多くなる。一方、認可保育所利用者では、年収500万円以上が9.3%である。おなじようにして計算すると、ベビーホテル利用者が年収340万円以上 71.4%にたいし、認可保育所利用者では、年収300万円以上が35.9%である。もう一度注意すると、税引前と税引後が調整されていないので、実際の所得格差はもっと大きい。とにかく、ベビーホテル利用世帯の収入がかなりよいことがわかる。拙稿（〔14〕214頁）で推測した、深夜労働にたいするプレミアムの存在が傍証されている。

（7）保育料 ベビーホテルの保育料が労働省調査ではわからない。ゆえに保育料のわかる厚生省調査をつかうが、それによると、平均で月3万2500円、時間当りの預りでは540円である。よく平均額を公立保育とくらべる議論をみかけるが、それは正確ではない。3歳未満児と3歳以上児で保育料がおおきく異なるから、3歳未満児が多ければ平均額も大きくなる。だから年齢構成を標準化して考える必要がある。そこで詳しい調査である神村俊一氏の寝屋川調査〔6〕と比較することにしよう。

この調査は公立、私立、簡易にわけて調査してあるが、寝屋川市の公立保育所の回答者数は、無回答をのぞくと、3歳未満が31%、3歳以上が69%である。⁽¹¹⁾第7表に、寝屋川の保育料の分布が、3歳未満児と3歳以上児の区別もふくめて示してある。一方、ベビーホテルについての保育料の分布もその下にくわえてある。厚生省調査では、3歳未満と3歳以上の割合が61：39である。そこで寝屋川の公立保育所がベビーホテルと年齢構成がおなじだとし

(11) (3) の子供の年齢で示したように、行政管理庁保育所調査では、全国で3歳未満児が14%だから、寝屋川市は3歳未満児保育がすすんだ自治体といえる。

第7表 保育料の比較

	～ 1 万	1～2万	2～3万	3～4万	4～5万	5万以上	計
寝屋川調査	31	40	17	10	1	0	100%
3歳未満	8	22	40	29	1	0	100
3歳以上	41	48	7	2	1	0	100
ベビーホテル	1	5	36	42	10	7	100
[C]	15	28	33	23	1	0	100

注) 四捨五入の関係で合計が100%にならない行もある。

第8表 都内ベビーホテルの保育料

	2～3万	3～4万	4～5万	5万以上	計
昼	14	54	21	10	100%
夜	4	38	43	16	100

注) 文献〔3〕23頁の図より筆者が作成

たときに、保育料の分布がどうなるかを計算してみた（年齢については1歳ごとにわかるが、ここでは、3歳未満と3歳以上の割合だけで調整した）。結果は第7表の〔C〕にしめされている。

これをみると、やはりベビーホテルの保育料がたかいことがわかる。とくに3万円以上の59%がめだつ。ただ、夜間の割増しがあることを考慮にいれないといけない。昼と夜では料金がちがうことが予想されるが、TBS 調査によると月極め料金で、第8表のようなちがいがある。ただし、これは利用者の分布ではなく、調査対象のベビーホテルの事業所数でみた分布である。

東京都の調査のためか全般に保育料がたかい。それにしても昼間の月極め料金で、調査対象の三分の一のベビーホテルが、4万円以上である。寝屋川調査でみたように、公立保育所では、3歳未満でも4万円以上はわずか1%である。また東京都のM市では、3歳未満児の公立保育所の最高額は32800円である⁽¹²⁾（1982年）。

(12) 村上雅子『社会保障の経済学』東洋経済報社 179頁。

ベビーホテル料金の高さがわかったと思うが、(6)でしめしたように、年収500万円以上がベビーホテル利用世帯には3割もいることを頭においておく必要がある。

(8) 知ったきっかけ ある調査〔5〕によれば、ベビーホテルを知ったきっかけとして、54%の人が友人から聞いたとしている。チラシ14%、雑誌7%とつづく(ベビーホテル利用経験者63人から複数回答)。友人が多いのは一般の入職経路にもみられ、情報の選別を行っていることがうかがえる。

(9) 選択理由 それでは何ゆえベビーホテルを選ぶのであろうか。その理由については第1図と第9表に、労働省調査とTBS調査の結果が記されている。そして、認可保育所のばあいの選択理由は第2図にあらわされている。

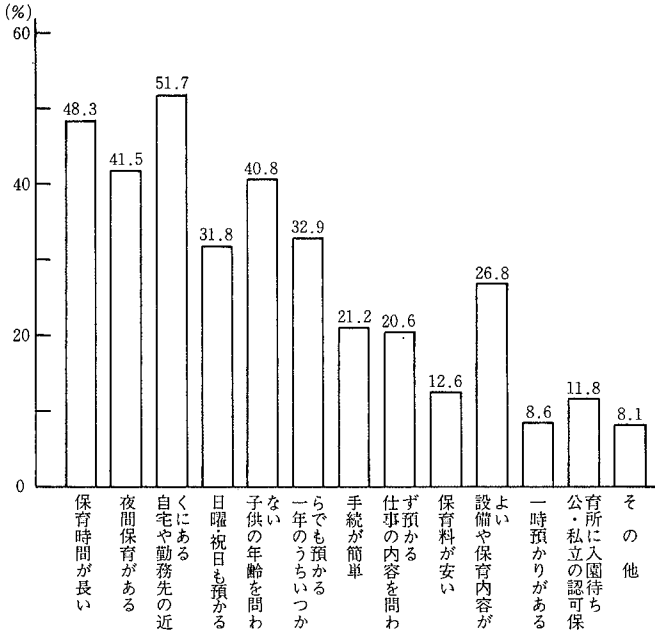
ベビーホテル調査では、予想されるように、「保育時間が長い」「一年のうちいつからでも預かる」「夜間保育がある」「子供の年齢を問わない」など、ベビーホテル特有の理由が多い。よく言われるように、保育需要の変化にた

第9表 ベビーホテルを選んだ理由 [複数回答]

1. 1年のうちいつからでも子どもを預かってくれるから	37.1%
2. 昼・夜間の保育をしてくれるから	36.9
3. 子どもに友達ができるから	26.0
4. 集団保育をしているから	17.1
5. 一時預けができる(時間・日数・宿泊)から	16.2
6. 仕事の有無を問わずにはいれるから	15.1
7. ここのような施設しか受け入れてくれないから	14.7
8. 手続きが簡単だから	14.4
9. 産休明け以前、出産直後から預かってくれるから	11.8
10. とくにはっきりした理由はない	3.6

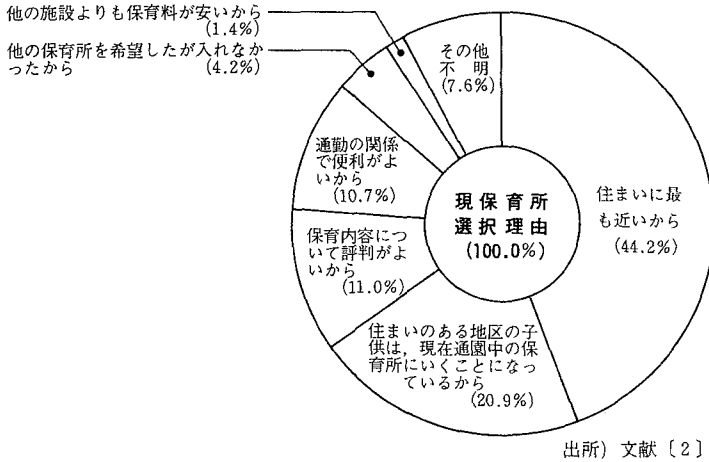
「ベビーホテルに関するTBS調査」より

第1図 無認可の民間保育施設を選択した理由 (MA)



いする保育行政の立ちおくれが一応確認できる。しかし、ここで筆者が注目したいのは、「自宅や勤務先の近くにある」が51.7%、「設備や保育内容がよい」が26.8%、「子どもに友達ができるから」が26.0%にもものぼることである。認可保育所の選択理由のばあい、「住まいに最も近い」が44.2%、「保育内容について評判がよい」という理由が11.0%である。もちろん、ベビーホテル調査が複数回答なので、行政管理庁保育所調査とうまく比較できないということはある。ただ、ベビーホテルすべてが質のわるい施設だというジャーナリズム的イメージは、拭いきるべきである。ある調査〔5〕によると、「信頼がもてた」が62%と第1位の理由になっている (M.A.;ただしこの調査では、ベビーホテル利用者で母親が働いているのは35%と少なく、冠婚葬

第2図 保育所の選択理由



祭や買物などのために預けるものが多い)。

以上、ベビーホテルとその利用者のおおまかなイメージがつかめたと思う。この検討から示唆されることを、項をあらためて考えてみたい。

V 若干の考察

まずベビーホテル利用者にサービス職業の従事者が多いことが確認された。また母親の勤務時間帯からみても、サービス業には、ホステス等の水商売を職業としている者が多いことが推測できる。そして夫がいないという。ここから、次のような議論をよくする。家庭が崩壊し、こどもをコイン・ロッカーにでもいれるように預けて、収入のよい夜の商売につく。それを預かるのがベビーホテルである。だから、ベビーホテルの繁盛は社会的病理現象で規制しなければならない。

この議論はふたつの点でただしくない。まず、サービス職だけでなく、事務、販売、専門職の人もすくなく利用している。これらの人もベビーホテルを利用しなければならないほど、世の中は、勤務時間帯が多様化しているのである。公立保育所の保育時間帯が、その変化に適応できないから、ベビーホテル業が収益産業として成り立つのは当然である。

つぎに、サービス業のなかのいわゆる水商売を否定的にとらえてはいけない。彼女たちも「接客」という高度な熟練をみがいている。この業界にたいする労働調査は皆無にちかいが、小零細企業の労働者の熟練形成にちかいかとおもわれる（小池和男『中小企業の熟練』第3章第4節参照）。ふつうホステスは自分の店をもつことを目標に貯金をし、実現する人も多い。そこでの熟練形成は店をうつりかわって行われるケースが多い。この業界にかぎらず、サービス業においては、人を相手としての熟練をみがいた者だけが、勝ちのこっているのではなかろうか。価値をうまない不生産的労働という非科学的な偏見をもたなければ、彼女らの熟練形成の基盤としてのベビーホテルは、よりいっそうの充実がのぞまれる。

これらのことから示唆されることは、公立保育所のあり方を再検討する必要があるということである。いまのままの保育時間帯では、定員われは益々すすむと想像される。八代尚宏氏は行財政改革の観点から、つぎのような議論をする。

“保育サービスの顧客の大部分を公立保育所が吸収してしまう結果、平等な競争条件が満たされず、健全な民間企業の育成が妨げられてしまう。また、それによって限界的に質の低いサービスを生産する「一発屋」的小企業しか保育産業に存在しえないという可能性が大きい。”（〔12〕55—56頁）

このような理由から、以下の提案をだす。

“多額のコストをかけて建設した公立保育所の施設を、夜間のみ民間の「健全な」企業に賃貸させることなどで、劣悪なベビー・ホテルを経

済的に駆逐する”（〔12〕 54頁）

八代氏の提案をかんがえるうえで、重要な点がある。公立保育所が午後7時ていどまでの延長保育をすれば、ベビーホテルを利用しなくてすむという人が、かなり存在するかもしれない。

そうだとすれば、公立保育所の抜本的な改革は必要ではなく、手直し程度でよいであろう。ただし、現在おこなわれている公立保育所の夜間保育は、午後2時から午後10時までという、利用者の実情にあわない時間帯になっている。一方、サービス職種ではたらく母親の3/4が深夜時間帯にはたらいっている事実を重要視すると、八代氏の案も真剣に検討せねばならない。ただ八代氏のようなやり方もあろうが、純粋にイノベーターとしての民間企業が、市場に質のよいサービスを提供するかもしれない。また公立保育所がみずから改革にのりだす可能性もある。要は、母親労働者が期待する、もっと質のたかい保育サービスがあれば、潜在的需要がより顕在化するということである。

もうひとつ“子ども”の立場から考えての重大な問題がある。離婚の増加は日本においても問題となっているが、アメリカでは片親家庭（とくに母子家庭）がふえて、子どもの教育が問題とされている。実父が不在であることが、情緒的側面だけでなく、子どもの知的発達にとってもマイナスであることが研究によって示されている。⁽¹³⁾ さきの労働省調査では、ベビーホテル利用者に母子家庭が多いらしかつた。いろいろな意味において、父親の役割をはたす保育者が必要だと思われる。つまり、“保父”の充実である。ちなみに、国勢調査によると保母の数23万人にたいして、保父は1000人である（55年）。

現在の保育所は、“乳幼児の世話をする人が、保母という育児経験を持たない若い未婚の女性集団が占拠する閉鎖的集団である。すると、中高年男女や兄弟世代の青少年と接触する機会が乏しくなり、人格形成にゆがみが生じ

(13) 東 洋ほか『母親の態度・行動と子どもの知的発達』東京大学出版会 171頁。

る”という（加藤〔11〕426—428頁）。男性の女性の職場への進出はしづかに進行しているが、子どもの“人づくり”という視点から、保父の増加はより重要だと思われる。

文 献

ベビーホテルの調査については、

- 〔1〕労働省「無認可の民間保育施設を利用する母親の就業状況とその子の保育に関する実態調査の結果について」1982年，1981年10—12月調査実施
- 〔2〕行政管理庁『保育所の現状と問題点』1982年
- 〔3〕鈴木政夫編『ベビーホテル』ささら書房 1981年
- 〔4〕寺脇隆夫『『ベビーホテル』の実態と問題点』ジュリスト 744号 1981年6月
- 〔5〕加藤翠「都内幼児の母親のベビーホテル利用実態についての一考察」助産婦雑誌 1980年9月

認可保育所の調査で利用したものは、

- 〔2〕行政管理庁『保育所の現状と問題点』1982年
- 〔6〕全国社会福祉協議会「保育所に入所している子どもの生活実態調査」1984年
- 〔7〕職業研究所『乳幼児をもつ働く婦人と保育』1974年
- 〔8〕神村俊一「婦人労働と保育問題」大阪電気通信大学研究論集 人文・社会科学編18号 1982年
- 〔9〕広田寿子『現代女子労働の研究』労働教育センター 1979年

その他

- 〔10〕秋山和夫「保育研究と保育の動向」保育研究の進歩 1983年
- 〔11〕加藤富子「保育所運営についての問題点」季刊社会保障研究17巻4号 1982年
- 〔12〕八代尚宏編著『行財政改革の経済学』東洋経済新報社 1982年
- 〔13〕脇坂明「パート問題とM字型女子労働力率」岡山大学経済学会雑誌1983年6月
- 〔14〕脇坂明「保育サービスの経済的効果」岡山大学経済学会雑誌1983年11月